

○厚生労働省告示第二百三十五号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第七十七条の二の五第一項の規定に基づき、同法第七十条の二第一項の規定による指定を取り消したので、同法第七十七条の二の五第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月十六日

厚生労働大臣 田村 憲久

医薬品の名称

予定される効能又は効果

所

届け出た者の氏名又は名称及び住

取消年月日

ガンシクロビル眼内  
埋植用製剤

後天性免疫不全症候群におけるサイトメガロウイルス

ボシユロム・ジャパン株式会社  
東京都品川区南大井六丁目二十六番二号

平成二十六年  
二月二十六日

網膜炎

番二号

フルオシノロンアセ

後眼部に及ぶぶどう膜炎

ボシユロム インコーポレイテツ

平成二十六年

トニド眼内埋植用製

ド アメリカ合衆国ニュージャー

三月十七日

剤

ジー州ブリッジウォーター 七〇

○ルート 二〇二／二〇六ノース